

**宅地建物取引業免許の変更届に必要な提出書類について**  
**【 商号又は名称 / 代表者又は個人に関する事項 】**

		商号又は名称		代表者又は個人に関する事項		備考
		法人	個人	就退任	氏名	
				法人	共通	
宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書	第一面	◎	◎	◎	◎	
	第二面					
	第三面					
	第四面					
商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明)		-		-		履歴事項全部証明の提出は不要。 (但し、事前に登記手続きは必要)
誓約書				◎		・就任者のみ。
略歴書				◎		・就任者のみ。
身分証明書 (本籍地の市区町村で発行)				◎※		・就任者のみ。 ・発行日から3か月以内のもの。
登記されていないことの証明書 (法務局で発行)又は医師の診断書				◎		・就任者のみ。 ・発行日から3か月以内のもの。
戸籍抄本 (本籍地の市区町村で発行)					◎※	・発行日から3か月以内のもの。
住民票抄本 (住所地の市区町村で発行)				△	△	・外国人の方のみ※の書類に代えて必要。(国籍入り) ・発行日から3か月以内のもの。
外国籍用誓約書 (禁治産者・準禁治産者・破産者でないことの誓約書)				△		・外国人の方のみ※の書類に代えて必要。
宅地建物取引業免許証書換交付申請書		◎	◎	◎	◎	
宅地建物取引業免許証(原本)		◎	◎	◎	◎	
宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書		◎	◎			・専任の宅地建物取引士に限らず、 従事している取引士は全て届出が必要。

◎:必ず必要になるもの  
△:特定の人のみ必要になるもの

**宅地建物取引業免許の変更届に必要な提出書類について**  
**【 役員に関する事項(法人の場合) 】**

		役員に関する事項 (法人の場合)			備考
		就任	退任	氏名	
宅地建物取引業者名 簿登載事項変更届出 書	第一面	◎	◎	◎	
	第二面	◎	◎	◎	
	第三面				
	第四面				
商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明)		—	—		・履歴事項全部証明の提出は不要 (但し、事前に登記手続きは必要)。 ・農業協同組合等は、役員の就退 任のわかる議事録(写し)を要提 出。
誓約書		◎			
略歴書		◎			
身分証明書 (本籍地の市区町村で発行)		○※			・すでに役員又は政令使用人の人 は不要。 ・発行日から3か月以内のもの。
登記されていないことの証明書 (法務局で発行)又は医師の診断 書		○			・すでに役員又は政令使用人の人 は不要。 ・発行日から3か月以内のもの。
戸籍抄本 (本籍地の市区町村で発行)				◎※	・発行日から3か月以内のもの。
住民票抄本 (住所地の市区町村で発行)		△		△	・外国人の方のみ※の書類に代え て必要。(国籍入り) ・発行日から3か月以内のもの。
外国籍用誓約書 (禁治産者・準禁治産者・破産者 でないことの誓約書)		△			・外国人の方のみ※の書類に代え て必要。

◎: 必ず必要になるもの

○: 条件により不要となるもの

△: 特定の人のみ必要になるもの

—: 証明書の提出は不要だが、事前に手続きが必要なもの

**宅地建物取引業免許の変更届に必要な提出書類について**  
**【 主たる事務所に関する事項 】**

		主たる事務所に関する事項					備考
		移転		所在地の表示		電話番号	
		法人	個人	法人	個人	共通	
宅地建物取引業者名簿 登載事項変更届出書	第一面	◎	◎	◎	◎	◎	
	第二面						
	第三面	◎	◎	◎	◎		
	第四面						
商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明)		-		-			履歴事項全部証明の提出は不要(但し、事前に登記手続きは必要)
住居表示変更証明書 (住所地の市区町村で発行)					◎		・発行日から3か月以内のもの。
事務所を使用する権原に関する書面		◎	◎				
【事務所の所有者と申請者が同一の場合】 建物登記簿又は固定資産評価証明書等の写し							・発行日から3か月以内のもの。
【事務所の所有者と申請者が異なる場合】 賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し		◎	◎				
事務所への案内図		◎	◎				・個人名が出てこないように注意。
事務所の写真		◎	◎				
事務所の平面図		◎	◎				
宅地建物取引業免許証書換交付申請書		◎	◎	◎	◎		
宅地建物取引業免許証(原本)		◎	◎	◎	◎		

◎:必ず必要になるもの

-:証明書の提出は不要だが、事前に手続きが必要なもの

**宅地建物取引業免許の変更届に必要な提出書類について**  
**【 従たる事務所に関する事項 】**

		従たる事務所に関する事項			備考
		移転	新設	廃止	
		共通	共通	共通	
宅地建物取引業者名簿 登載事項変更届出書	第一面	◎	◎	◎	
	第二面				
	第三面	◎	◎	◎	
	第四面				
商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明)		-	-	-	・履歴事項全部証明の提出は不要 (但し、支店登記をおこなっている法人においては事前に登記手続きは必要)
事務所を使用する権原に関する 書面		◎	◎		
【事務所の所有者と申請者が同一の 場合】 建物登記簿又は固定資産評価 証明書等の写し		◎	◎		・発行日から3か月以内のもの。
【事務所の所有者と申請者が異なる 場合】 賃貸借契約書又は使用貸借契 約書の写し					
事務所への案内図		◎	◎		・個人名が出てこないように注意
事務所の写真		◎	◎		
事務所の平面図		◎	◎		
従業者名簿の写し			◎		

		従たる事務所に関する事項			備考
		名称	所在地 の表示	電話番号	
		共通	共通	共通	
宅地建物取引業者名簿 登載事項変更届出書	第一面	◎	◎	◎	
	第二面				
	第三面	◎	◎	◎	
	第四面				
商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明)		-	-		・履歴事項全部証明の提出は不要 (但し、支店登記をおこなっている法人においては事前に登記手続きは必要)
住居表示変更証明書 (住所地の市区町村で発行)			○		・法人業者は不要。 ・発行日から3ヶ月以内のもの。

◎: 必ず必要になるもの

○: 条件により不要となるもの

-: 証明書の提出は不要だが、事前に手続きが必要なもの

**宅地建物取引業免許の変更届に必要な提出書類について**  
**【 政令第2条の2で定める使用人に関する事項 】**

		政令使用人に関する事項				備考
		就任		退任	氏名	
		法人	個人	共通	共通	
宅地建物取引業者名簿 登載事項変更届出書	第一面	◎	◎	◎	◎	
	第二面					
	第三面	◎	◎	◎	◎	
	第四面					
誓約書		◎	◎			
略歴書		◎	◎			
身分証明書 (本籍地の市区町村で発行)		○※	○※			・すでに役員又は政令使用人の人は不要。 ・発行日から3か月以内のもの。
登記されていないことの証明書 (法務局で発行)又は医師の証明書		○	○			・すでに役員又は政令使用人の人は不要。 ・発行日から3か月以内のもの。
戸籍抄本 (本籍地の市区町村で発行)					◎※	・発行日から3か月以内のもの。
住民票抄本 (住所地の市区町村で発行)		△	△		△	・外国人の方のみ※の書類に代えて必要。(国籍入り) ・発行日から3か月以内のもの。
外国籍用誓約書 (禁治産者・準禁治産者・破産者でないことの誓約書)		△	△			・外国人の方のみ※の書類に代えて必要。

- ◎: 必ず必要になるもの  
○: 条件により不要となるもの  
△: 特定の人のみ必要になるもの

**宅地建物取引業免許の変更届に必要な提出書類について**  
**【 専任の宅地建物取引士に関する事項 】**

		専任宅地建物取引士 に関する事項				備考
		就任		退任	氏名	
		法人	個人	共通	共通	
宅地建物取引業者名簿 登載事項変更届出書	第一面	◎	◎	◎	◎	
	第二面					
	第三面					
	第四面	◎	◎	◎	◎	
略歴書		◎	◎			
身分証明書 (本籍地の市区町村で発行)		○※	○※			・すでに役員、政令使用人又は専任の宅地建物取引士の人不要。 ・発行日から3か月以内のもの。
登記されていないことの証明書 (法務局で発行)又は医師の診断書		○	○			・すでに役員、政令使用人又は専任の宅地建物取引士の人不要。 ・発行日から3か月以内のもの。
戸籍抄本 (本籍地の市区町村で発行)					◎※	・発行日から3か月以内のもの。
住民票抄本 (住所地の市区町村で発行)		△	△		△	・外国人の方のみ※の書類に代えて必要。(国籍入り) ・発行日から3か月以内のもの。
外国籍用誓約書 (禁治産者・準禁治産者・破産者でないことの誓約書)		△	△			・外国人の方のみ※の書類に代えて必要。
業法第31条の3に基づく誓約書		○	○			・代表者と専任の宅地建物取引士が同一の場合は不要。
専任の宅地建物取引士設置証明書		◎	◎	◎		
宅地建物取引士証の写し		◎	◎			・住所変更がなされている場合には、裏面の写しも添付。
宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書		△	△	△	◎	・従事先登録の変更が必要な場合及び氏名を変更した場合。 ・氏名変更の場合は、資格登録簿変更とともに、宅地建物取引士証の書換え交付申請が必要。

◎:必ず必要になるもの  
○:条件により不要となるもの  
△:特定の人のみ必要になるもの

## 役員変更等における添付書類の必要性の有無について

添付書類の名称		誓約書	略歴書	身分証明書	登記されていないこと 又は医師の診断書 の証明書	(法人業者のみ) ※ <sup>3</sup> 商業登記簿謄本	業法第31条の3に基 づく誓約書	専任の宅地建物取引士 設置証明書
変更後役職	変更前役職							
代表者※ <sup>1</sup>	全て	◎	◎	◎	◎	-		
代表取締役、 取締役、監査	代表者、代表取締役、取締役、監査、政使	◎	◎			-		
	専取、一般	◎	◎	◎	◎	-		
政使※ <sup>2</sup>	代表者	◎	◎					
	代表取締役、取締役	◎	◎					
	政使(支店間異動)	◎	◎					
	専取、一般	◎	◎	◎	◎			
専取※ <sup>2</sup>	代表者		◎				◎	◎
	代表取締役、取締役		◎				◎	◎
	政使		◎				◎	◎
	専取(支店間異動)		◎				◎	◎
	一般※ <sup>2</sup>		◎	◎	◎		◎	◎

◎:届出が必要(その際に添付が必要な書類)

- ※<sup>1</sup> 代表者とは宅建業における代表のことを言い、単に代表取締役であることは含まれない。  
 ※<sup>2</sup> 政使とは政令使用人、専取とは専任の宅地建物取引士、一般とは一般従業者のことをさす。  
 ※<sup>3</sup> 商業登記簿謄本(全部事項証明書)は令和8年4月1日より提出不要となりました。  
 ただし事前に必要な登記手続きは完了しておく必要があります。